



2025 年 6 月 23 日

各 位

会 社 名 スタンレー電気株式会社

代表者名 代表取締役社長 貝住 泰昭

(コード番号 6923 東証プライム)

問合せ先 執行役員コーポレート本部長 桑田 郁夫

(TEL. 03-6866-2222)

当社の執行役員、執行職、従業員及び当社国内子会社の取締役に対する 譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）」に基づき、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025 年 7 月 31 日
(2) 処分する株式の 種 類 及 び 数	当社普通株式 30,980 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 2,848 円
(4) 処 分 総 額	88,231,040 円
(5) 処分先及びその人数 並びに処分する株式 の数	当社執行役員 10 名 2,900 株 当社執行職 8 名 1,520 株 当社従業員 460 名 25,920 株 当社国内子会社取締役 8 名 640 株

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社の執行役員、執行職、及び一部従業員ならびに当社国内子会社の取締役（以下「対象従業員等」といいます。）を対象に、対象従業員等が当社の株価上昇、株主価値向上及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、本制度を導入することを決議いたしました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象従業員等は、本制度に基づき当社又は当社国内子会社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象従業員等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象従業員等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象従業員等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契

約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、対象従業員等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、対象従業員等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権合計88,231,040円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式30,980株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を約2年10カ月としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象従業員等486名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。

なお、本制度は、各対象従業員等に対して現物出資するための金銭債権が当社又は当社国内子会社から支給されますので、本自己株式処分により、当社の従業員の賃金が減額されることはありません。また、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員等に対してのみ割り当てられるため、引受けの申し込みがない場合、本金銭債権は消滅いたします。

本自己株式処分において、当社と対象従業員等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

2025年7月31日～2028年6月1日

（2）譲渡制限の解除条件

対象従業員等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社国内子会社の取締役、監査役、執行役員、執行職、理事、顧問、事業顧問、従業員、再雇用者、嘱託その他これに準ずる地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

（3）譲渡制限期間中に、対象従業員等が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象従業員等が、当社又は当社国内子会社の取締役、監査役、執行役員、執行職、理事、顧問、事業顧問、従業員、再雇用者、嘱託その他これに準ずる地位をも任期満了又は定年その他の正当な事由（死亡による退任又は退職を含む。）により退任又は退職した場合には、対象従業員等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日を含む月の翌月から対象従業員等の退任又は退職の日を含む月までの月数を34で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

（4）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。また、対象従業員等が譲渡制限期間中に、当社又は当社国内子会社の取締役、監査役、執行役員、執行職、理事、顧問、事業顧問、従業員、再雇用者、嘱託その他これに準ずるいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由以外の事由により退任又は退職した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、その他法令違反行為等を行った場合には、本割当株式の全部について、当該該当した時点をもって、当社は当然に無償で取得する。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

（６）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象従業員等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象従業員等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

４．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年６月20日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である2,848円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以 上